

教職員各位

(本学への訪問学者を含む)

塾監局人事部

教職員の海外渡航等について (お願い)

3月11日のWHOによる「パンデミック」表明など、新型コロナウイルス感染症の世界的流行状況をふまえ、教職員の海外渡航等について以下のとおりお願いいたします。なお、信濃町地区の教職員については、別途の指示に従ってください。

1) 渡航禁止

外務省の感染症危険レベルで、レベル3（渡航は止めてください）ならびにレベル2（不要不急の渡航は止めて下さい）になっている国・地域への教職員の渡航は原則禁止とします（公私問わず）。

渡航を予定せざるを得ない場合には、事前に所属長を通じて、人事部（人事企画担当）に必ずご相談ください。

また、上記以外の国・地域への渡航も、事前に十分な情報収集を行い、適切な判断をお願いします。

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2) 帰国／入国

帰国／入国した日から、14日間は毎日2回の検温を主とする健康観察を続けてください。

なお、一部地域からの帰国／入国については、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機が要請されています。この措置に該当し待機に入った教職員は、所属長を通じて、人事部（人事企画担当）に必ずご連絡ください。

(以 上)